

富山県柔道連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、富山県柔道連盟と称し、事務局を会長の指定する処におく。

第2章 目的

第2条 本連盟は、柔道の普及振興及び広報と会員の研修、親和を図るを目的とする。

第3章 事業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催、主管及び後援
- (2) 各段位の資格検定・審議及び推薦
- (3) 本連盟を代表する役員、選手等の派遣
- (4) 研修、講習会等の開催
- (5) 名簿・研究資料等の刊行及び配布
- (6) 柔道強化に対する指導及び支援
- (7) 会員等の表彰、慶弔及び見舞
- (8) その他、本連盟の目的遂行に必要な事業

第4章 組織

第4条 本連盟は、次のものをもって組織する。

- (1) 会員は、富山県内に在住又は在職（在学）する者とする。
- (2) 特別会員は、本連盟の発展に特に功労のあるもので理事会において承認した者とする。

2 4地区（新川・富山・高岡・砺波）に支部と、別に警察部をおく。

第5章 会員

第5条 会員は、本連盟に登録した者とする。

第6条 会員で本連盟の秩序を乱したものは、理事会の決議により戒告又は除名することができる。

第6章 役員

第7条 本連盟に、次の役員をおき、定数を定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（各支部1名及び会長が指名した者）
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 18名（支部長4名・部長6名・団体代表8名）
※各団体は、少年、中体連、高体連、大学・高専、警察、整復師、実業団、女子の8団体とする。
- (5) 理事 35名以内（支部6名及び会長が指名した者）
- (6) 監事 2名

(7) 代議員 (原則として参段以上の者)

第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は、常任理事会・理事会を代表し、会務を執行する。

4 理事長に事故あるときは、総務部長が代行する。

5 常任理事及び理事は、この規約に定める事項を審議し、会務を処理する。

6 監事は、本連盟の会計及び会務を監査する。

7 代議員は、第3条の事業遂行のために、その職務を行う。

第9条 本連盟の役員は(代議員を除く)、総会において、会員中から選出し任期は2ケ年とする。

但し、再選を妨げない。任期満了後も後任者の就任までは任期が継続する。

2 補欠により就任した役員は(代議員を除く)、前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に顧問、名誉会長、常任相談役、相談役及び参与をおくことができる。

何れも理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

第7章 職務の分担

第11条 本連盟の事業を推進するため、総務、会計、審議、研修、強化及び競技の各部をおき、職務を分担する。

2 各部には、部長、副部長及び必要数の部員をおき、会長が委嘱する。

3 その他、会長が別の職務を必要と認めた場合は、会長が別に委嘱する。

第8章 会議

第12条 本連盟の会議は、総会(定時・臨時)、常任理事会、理事会、及び各部会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会長又は理事会においてその必要があると認めたとき、及び代議員半数以上の要請があったときに開催する。

4 総会は、代議員以上に通知するものとする。

5 常任理事会及び理事会は、必要に応じ随時開催する。

6 すべての会議は、会長が招集する。ただし、部会については、会長の承認を得て部長が招集することができる。

第13条 会議の決議は出席者の過半数によって決し、可否同数なるときは議長が決める。

第9章 総会の議決事項

第14条 総会は、次の事項を決議及び承認するものとする。

(1) 会則の制定又は変更

(2) 役員を選任

- (3) 会費の額及び負担の方法
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) その他、理事会において必要と認めた事項

第10章 常任理事会及び理事会の審議事項

第15条 常任理事会及び理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項、加盟団体役員を選出及び内規の制定・変更
- (2) 第3章・第3条の事業に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

第11章 会議の運営

第16条 会議の決議は、出席者の過半数によって決し、可否同数なる時は議長が決める。

- 2 部会以外の会議の議長は、会長が当たる。ただし、総会における議長は、総会で選出する。

第17条 本連盟規約の改廃は総会において出席者の3分の2以上の同意を要する。

第18条 監事は会長が必要と認めたとき、理事会に出席することができる。

第12章 会議の出席

第19条 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役、及び参与は会長の諮問に応じ各種の会議、その他の会議に出席することができる。

第13章 委員会の設置

第20条 会長は必要と認めるときは委員会を設置することができる。

第14章 経費

第21条 本連盟の経費は会費、会員登録費、審議費、寄付金、助成金及びその他の収入による。

- 2 会費等の徴収は、会員の所在地の支部、警察は警察部において行うものとする。

第15章 会計年度

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第16章 支部

第23条 本連盟には、新川・富山・高岡・砺波の各支部をおく。

- 2 各支部には、支部長をおき、会長が委嘱する。
- 3 各支部には、支部の事業を推進するため、総務、会計、審議、研修、強化及び競技の各部をおき、職務を分担する。
- 4 各支部及び警察部には、段位の昇段推薦を審議するため、支部推薦審議

委員会を置くものとする。

第17章 帳簿及び書類

第24条 本連盟の事務局に次の帳簿及び書類を備える。

- (1) 会員登録名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 各種委員会名簿
- (4) 会費徴収名簿
- (5) 金銭出納簿
- (6) 議事録
- (7) その他必要な書類

第18章 補則

第25条 本連盟は、事業の実施及び運営に関する事項について、細則等必要な事項を定めることができる。

付則

- 1 この規約は、昭和42年6月25日から施行する。
昭和49年3月24日一部改正する。
平成5年3月28日一部改正する。
平成18年4月1日一部改正する。
平成29年3月26日一部改正する。

富山県柔道連盟規約施行細則

第1章 役員を選出方法

第1条 本連盟規約第9条による役員を選出方法は、次の通りとする。

1 (役員の届出)

- (1) 支部長は役員改選の年には、役員候補者（会長・副会長・支部長・理事）届けを1月末まで会長に届け出る。
- (2) 各団体代表者は、役員改選の年には、役員候補者（会長・団体代表）届けを1末日まで会長に届け出る。

2 (役員を選出)

- (1) 会長は、支部長・各団体代表から届け出のあった候補者を推薦委員会で1名を推薦して、常任理事会・理事会に報告し、役員総会に諮り選任する。

推薦委員会は各支部代表（4名）、各団体代表（8名）の委員によって構成する。

- (2) 副会長は、支部から選出された候補者及び会長が指名する候補者を役員総会に諮り選任する。
- (3) 理事長及び各部長は、会長が指名し、役員総会に諮り選任する。
- (4) 支部長・団体代表・理事は会長が委嘱する。
- (5) 監事は、各支部から各1名選出する。
(新川・富山支部、高岡・砺波支部から順に選出する。)

第2章 役員年齢制限及び任期

第2条 役員年齢制限は、次のように定める。

- 1 副会長については、満70歳以下とする。（就任時）
- 2 常任理事、理事、監事については、満65歳以下とする。（就任時）
- 3 役員（代議員・理事を除く）の同一役職の任期は、5期を限度とする。

第3章 各部の事務分掌

第3条 各部の事務分掌は次のとおりとする。

1 総務部

- (1) 総会・各役員会の開催
- (2) 行事計画の策定
- (3) 普及振興及び広報の計画・運営
- (4) 記録・調査・研究
- (5) 登録・傷害保険関係の事務

2 会計部

- (1) 予算の策定・収支
- (2) 会費の徴収
- (3) 登録費の事務
- (4) 寄付金等の事務

3 審議部

- (1) 昇級・昇段試験の計画・運営
- (2) 昇段推薦の事務
- (3) 段位各審議会の手務
- (4) 昇段料・審議料の事務

4 研修部

- (1) 研修会・講習会の開催
- (2) 審判員試験の計画・運営
- (3) 審判級位審議会の手務
- (4) 審判員の派遣・運用

5 強化部

- (1) 強化練習の計画・実施
- (2) 各種合同練習の計画・実施
- (3) 遠征練習の計画・実施

6 競技部

- (1) 各種大会の計画・運営
- (2) 稽古始めの運営

付則

- 1 この細則は、昭和42年6月25日から施行する。
- 2 この細則は、昭和49年3月24日から1部改正する。
- 3 この細則は、平成5年3月28日から1部改正する。
- 4 この細則は、平成18年4月1日から1部改正する。
- 5 この細則は、平成29年3月26日から1部改正する。